# 医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

<u> </u>	申請者名:
鱼	主 所:
<del>-</del>	72 1

以下のとおり相違ありません。

施設名	
施設の所在地	
管轄保健所名	

## 1 診療科目

	科	科	科	科	科	科
科目	科	科	科	科	科	科
	科	科	科	科	科	科

## 2 許可病床数

_	般	療	養	結 核		精神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床

## 3 構造設備

(1) 総括表(該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。)

業務の区分	施設	設 備 等
□ 救急医療	□ 集中治療室	□ 病床において酸素投与及び呼吸モニ
□ 精神科救急医療	□ 集中治療室(一部は陰圧化が可能なもの)	タリングが可能な設備
□ 災害医療	□ 母体胎児集中治療管理室	□ 感染を判断するための検査機器
□ 新興感染症発生・	□ 新生児集中治療管理室	□ 分娩監視装置
まん延時におけ	□ 診察室 □ 手術室 □ 処置室	□ 新生児用呼吸循環監視装置
る医療	□ 発熱患者等専用として使用可能な診察室	□ 超音波診断装置
□ へき地医療	(プレハブ・簡易テント等を含む。)	□ 新生児用人工換気装置
□病院	□ 臨床検査施設 □ エックス線診療室	□ 微量輸液装置 □ 保育器
□ へき地診療所	□ 調剤所 □ 保護室 □ 面会室	□ 簡易ベッド □ 携帯用医療機器
□ 周産期医療	□ 診察室(発熱)	□ 個人防護具
□ 小児救急医療	□ 専用病床( 床)	□ 感染患者を隔離し動線確保に必要な
	□ 優先的に使用される病床	パーテーション等
	□ 陰圧病室(確保病床 床)	□ 食料 □ 飲料水 □ 医薬品
	※医療措置協定による確保病床(床)	□ 自家発電装置
	の半数以上が陰圧病室内にあること。	□ トリアージタッグ
	□ 個室病室	□ 救急用自動車
	□ 備蓄倉庫	□ 広域災害・救急医療情報システム
	□ ヘリポート(□ 敷地内 □ 近接地)	□ 新興感染症発生・まん延時の医療の
	□ 医師住宅 □ 看護師住宅	提供において都道府県知事が求める
		機能に応じて必要となる設備
		( )

○ 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、 医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認 めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画(様式任意)がある場合は、これを添付するとともに、以下 を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要
• 施設整備計画
・・・・・・・・(○年○月完成予定)
• 設備整備計画
・・・・・・・·(○年○月整備予定)

(2)	災害医療の確保に関す	る事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	<ul><li>□ 診察室 □ 手術室 □ 処置室</li><li>□ 臨床検査施設 □ エックス線診療室</li><li>□ 調剤所</li><li>□ 病床数 ( 床)</li><li>□ 医師住宅 □ 看護師住宅</li></ul>	
	<ul><li>□ 診察室 □ 手術室 □ 処置室</li><li>□ 臨床検査施設 □ エックス線診療室</li><li>□ 調剤所</li><li>□ 病床数 ( 床)</li><li>□ 医師住宅 □ 看護師住宅</li></ul>	
	<ul><li>□ 診察室 □ 手術室 □ 処置室</li><li>□ 臨床検査施設 □ エックス線診療室</li><li>□ 調剤所</li><li>□ 病床数 ( 床)</li><li>□ 医師住宅 □ 看護師住宅</li></ul>	

<sup>※</sup> へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1)総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

# 4 職種別従業員数

職種人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員																	
内特殊 関係者																	

# 5 勤務体制

宝刀(万)(中市)	( <del> -</del>	昼間(15	時現在)	夜間(3	時現在)	休日(15 時現在)		
	体 制	専 任	兼任	専 任	兼任	専 任	兼任	
医師	病院内							
	オンコール							
内 精神科医 (再掲)	病院内							
	オンコール							
内 小児科医 (再掲)	病院内							
ri /17L/付区 ( <del>FI</del> N)	オンコール							
内 産婦人科医(再掲)	病院内							
	オンコール							
薬剤師	病院内							
未月頃時	オンコール							
診療放射線技師	病院内							
12/X/1X/1/10/1XPP	オンコール							
臨床検査技師	病院内							
MID/N/X ELIXAP	オンコール							
看護師	病院内							
7E HZ PIP	オンコール							
合 <b>計</b>	病院内							
П FI	オンコール							
内 救急医療(再掲)	病院内							
(精神科救急医療含む)	オンコール							
内周産期医療(再掲)	病院内							
r; 归/生物区烷(竹旬)	オンコール							
内 小児救急医療(再掲)	病院内							
[ Y ] 7 ] 7 ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [	オンコール							

### 6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

## (1)精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都 道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常 時勤務する指定医の人数	人

## (2)災害医療の場合のみ

### (3)新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るもの について

次の措置を全て含む協定締結の有無

- ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の 要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以 上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置
- ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の 要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療 を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置
- ・ 医療人材派遣に係る措置

## ②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

- ・ 災害派遣医療チーム (DMAT) に係る協定締結の有無
  ・ 災害派遣精神医療チーム (DPAT) に係る協定締結の有無
  ・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無
- ※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」 を添付すること。

## 「添付書類(構造設備及び体制)」の記載要領

#### 1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院(診療所)毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

### 3 「3 構造設備」

- (1)「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設 又は設備等の□にチェックすること。
- (2)「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。
  - ① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称(例えば、本館、第1外来診療棟、 第1病棟等)を記載すること。
  - ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要(例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル 造2階建等)を記載すること。
  - ③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。
    - ※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。
  - ④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途(例えば、診察室、処置室、臨 床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等)を記載すること。
  - ⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。
- (3)「(3)へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。
  - ① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること(へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1)総括表に記載済みのため記載不要)。
  - ② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制(例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ(外来、入院、検査等)の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等)を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあっては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制(例えば、「担当窓口:〇〇室、対応方法:へき地診療所からの応援要請(へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。)に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など)についても記載すること。

### 4 「4 職種別従業員数」

- (1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。
- (2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員(以下「設立者等」という。) 又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。
  - ① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族
  - ② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

#### 5 「5 勤務体制」

(1)休日(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日及び年末年

始の日(1月1日を除く12月29日から1月3日まで)を指すこと。)の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

- (2) 昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の(1)の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。
- (3) 専任とは、救急医療(精神科救急医療)、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。